

「社会福祉法人の認可について」(昭和62年2月4日社庶23) [新旧対照表]

| 改 正 案 | 現 行 |
|--|---|
| <p>社会福祉法人の設立の認可等については、従来、「社会福祉法人の認可について」(昭和39年1月10日社発第15号厚生省社会局長・児童家庭局長連名通知。以下「旧局長通知」という。)及び「社会福祉法人の認可について」(昭和62年2月4日社庶第23号厚生省社会局庶務課長・児童家庭局企画課長連名通知。以下「旧課長通知」という。)においてお示ししてきたところであるが、今般、「社会福祉の増進のための社会福祉事業法等の一部を改正する等の法律」(昭和12年法律第111号)の公布・施行に伴い、旧局長通知を廃止し、新たに「社会福祉法人の認可について」(平成12年 月 日厚生省大臣官房障害保健福祉部長・社会・援護局長・老人保健福祉局長・児童家庭局長連名通知)を定めた。そのため、旧課長通知についても廃止し、社会福祉法人の設立の認可等を行う際の審査要領について、新たに別紙のように定めたので、御了知の上、適切な指導監督に当たられたい。</p> | <p>標記については、昭和39年1月10日社発第15号社会局長・児童局長通知「社会福祉法人の認可について」により通知されているところであるが、今般、地方公共団体の執行機関の国の機関として行う事務の整理及び合理化に関する法律(昭和61年法律第109号)の成立に伴い昭和62年2月4日社庶第22号社会局長・児童家庭局長通知「社会福祉法人の認可について」によりその一部を改めることが通知されたところである。これに伴いその取扱いの細部については別添のとおりとすることとし、昭和62年4月1日から施行することとしたので、今後社会福祉法人に係る認可及びその指導について遺憾のないようされたく通知する。</p> <p>なお、昭和54年5月16日社庶第56号各都道府県民生主管部(局)長あて本職通知「社会福祉法人の認可について」は、廃止する。</p> |
| <p>[前文についてはペンディング]</p> <p>別添 社会福祉法人審査要領</p> <p>第1 社会福祉法人の行う事業 1 社会福祉事業 (1) <u>社会福祉法第107条第1項に規定する市町村社会福祉協議会</u> (一の市町村の区域を単位とするものに限る。) 及び<u>同条第2項に規定する地区社会福祉協議会</u> (一の区の区域を単位とするものに限る。) が社会福祉法人(以下「法人」という。)となる場合には、次の要件を満たすものでなければならないこと。</p> <p>ア 事業規模に応じた数の専任職員を有すること。</p> | <p>別添 社会福祉法人審査要領</p> <p>第1 社会福祉法人の行う事業 1 社会福祉事業 (1) <u>市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会</u> (地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の20に規定する区の区域を単位とする社会福祉協議会をいう。) が社会福祉法人(以下「法人」という。)となる場合には、次の要件を満たすものでなければならないこと。</p> <p>ア 法人とする積極的な理由があること。 イ 事業規模に応じた数の専任職員を有すること。ただし、施設の経</p> |

- イ 独立した事務所を有すること。この場合においては、原則として単独の部屋を有すべきであるが、特別の事情があるときは、室内の一区画でも差し支えないこと。
- ウ 事業規模に応じた資産を有すること。
- エ 当該市町村又は当該区の区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の全部が参加することを原則とすること。
- オ 当該市町村又は当該区の区域内において社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が多数参加していることが望ましいこと。
- カ 設立認可の申請前の実績として、常時、社会福祉協議会活動を行っていること。
- (2) 市町村社会福祉協議会（二以上の市町村の区域を単位とするものに限る。）及び地区社会福祉協議会（二以上の区の区域を単位とするものに限る。）が法人となる場合には、次の要件を満たすものでなければならないこと。
- ア 二以上の市町村又は区を単位として法人を設立することが、当該地域の社会福祉の推進に資すると認められること。
- イ 当該法人の設立単位の区域に含まれる各市町村又は各区の区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加していること。
- ウ ア及びイに定めるもののほか、(1)に掲げる各要件を満たすこと。
この場合において、(1)エ及びオを適用するに当たっては、「当該市町村又は当該区」を「当該法人の設立単位の区域に含まれる市町村又は区」と読み替えるものとする。
- (3) 社会福祉協議会の目的は、社会福祉を目的とする事業の健全な発達のために必要な事業及び社会福祉に関する事業への住民の参加の促進のために必要な事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることであるが、地域の実情に応じ、本来の目的を達成するために必要な事業を実施する上で支障を来さない場合には、通所施設の経営や、市町村等が設置した入所施設の受託経営を行っても差し支えないこと。

- 當に従事する職員はこのうちに含めないこと。
- 立 独立した事務所を有すること。この場合においては、原則として単独の部屋を有すべきであるが、特別の事情があるときは、室内の一区画でも差し支えないこと。
- エ 事業規模に応じた資産を有すること。
- オ 関係行政庁の職員は、役員の総数の5分の1を超えないこと。
- カ 当該市町村又は当該区の区域内において社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の全部が参加することを原則とすること。
- キ 設立認可の申請前の実績として、常時、社会福祉協議会活動を行っていること。
- (2) 社会福祉協議会が社会福祉施設を経営することができるのは、その本来の事業を実施するうえで支障を来さない場合であって、次に掲げる場合に限ること。ただし、他に適当な経営主体がない場合で経営が長期にわたらない場合には、この限りでない。
- ア 児童館、デイサービスセンター、老人福祉センター、身体障害者福祉センター等主として当該地域の住民を対象に通所させて行う地域性の濃厚な社会福祉施設を経営する場合

(4) 地方公共団体等の設置した社会福祉施設の経営を委託された場合にも、その施設を経営する事業は、公益事業ではなく、社会福祉事業となること。

2 公益事業

次のような場合は公益事業であること (社会福祉事業に該当するものを除く。)

(1) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第4項第4号に掲げる事業（いわゆる事業規模要件を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）

(2) 介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する居宅サービス事業（訪問看護等）、居宅介護支援事業（いわゆるケアマネジメント）若しくは介護老人保健施設を経営する事業又は老人保健法（昭和57年法律第80号）に規定する指定老人訪問看護を行う事業

なお、居宅介護支援事業等を、特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には、定款上、公益事業として記載しなくとも差し支えないこと。

(3) 社会福祉士養成施設、介護福祉士養成施設、精神保健福祉士養成施設、保育士養成施設若しくは社会福祉主事養成機関を経営する事業、手話通訳者養成・派遣を行う事業（社会福祉法第2条に規定する手話通訳事業又は視聴覚障害者情報提供施設を経営する事業に係るもの）を除く。又は社会福祉事業従事者に対し研修を行う事業

(4) 有料老人ホーム、老人憩いの家等を経営する事業又は老人大学校等を経営する事業

(5) 身体障害者向け住宅、身体障害者保養所、身体障害者体育館等を経営する事業

イ 社会福祉協議会の他に適当な経営主体がない市町村において、当該市町村の社会福祉協議会が入所を目的とする施設を受託経営する場合（当該社会福祉施設又はこれに併設した施設において在宅福祉サービスの提供を行う場合に限る。）

(3) 社会福祉協議会が(2)により社会福祉施設を経営する場合にも、社会福祉施設の経営以外の事業について、その事業規模に応じた専任職員及び資産並びに独立した事務所を確保すること。

(4) 地方公共団体の設立した社会福祉施設の経営を委託された場合にも、その施設を経営する事業は、公益事業ではなく、社会福祉事業となること。

2 公益事業

次のような場合は公益事業であること。

(1) 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等の経営する事業

(2) 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業
なお、営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当でないこと。また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となるものであること。

(3) 老人保健施設（無料または低額な費用で利用させるものを除く。）、指定老人訪問看護事業、有料老人ホーム、老人憩いの家等を経営する事業及びいわゆる老人大学校等を経営する事業

(4) 身体障害者向け住宅、身体障害者保養所、身体障害者体育館等を経営する事業

(5) 企業委託型保育サービス、おもちゃ図書館、心身障害児保養所等を経営する事業

(6) 精神障害者向け生活施設、共同住居等を経営する事業

(7) 保母養成所及び社会福祉士・介護福祉士養成施設の経営、手話通訳者養成・派遣を行う事業及び社会福祉事業従事者等に対し研修を行う事業

- (6) 企業委託型保育サービス、おもちゃ図書館、心身障害児保養所等を経営する事業
- (7) 精神障害者向け生活施設、共同住居等を経営する事業
- (8) 専用の設備を使用して、福祉サービスを必要とする地域住民に対して無償又は実費に近い対価で給食、入浴等のサービスを行う事業
なお、社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して同様の事業を行う場合は、特に定款上、公益事業として記載しなくとも差し支えないこと。
- (9) 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等の経営する事業
- (10) 公益的事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業
なお、営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用されるような計画は適当でないこと。また、このような者に対し収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となるものであること。

3 収益事業

- (1) 次のような場合は、「一定の計画の下に、収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のもの」に該当しないので、結果的に収益を生ずる場合であっても収益事業として定款に記載する必要はないこと。
- ア 当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合、例えば、会議室を法人が使用しない時間に外部の者に使用させる場合
 - イ たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合
 - ウ 社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため売店を経営する場合
- (2) 次のような事業は、「法人の社会的信用を傷つけるおそれ」があるので、法人は行うことことができないこと。
- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）にいう風俗営業及び風俗関連営業
 - イ 高利な融資事業

- (8) 専用の設備を使用して、地域の援護を要する者に対して無償又は実費に近い対価で給食、入浴等のサービスを行う事業
なお、社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して同様の事業を行う場合は、特に定款上、公益事業として記載しなくとも差し支えないこと。

3 収益事業

- (1) 次のような場合は、「一定の計画の下に、収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のもの」に該当しないので、結果的に収益を生ずる場合であっても収益事業として定款に記載する必要はないこと。
- ア 当該法人が使用することを目的とする設備等を外部の者に依頼されて、当該法人の業務に支障のない範囲内で使用させる場合、例えば、会議室を法人が使用しない時間に外部の者に使用せる場合
 - イ たまたま適当な興行の機会に恵まれて慈善興行を行う場合
 - ウ 社会福祉施設等において、専ら施設利用者の利便に供するため売店を経営する場合
- (2) 次のような事業は、「法人の社会的信用を傷つけるおそれ」があるので、法人は行うことができないこと。
- ア 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）にいう風俗営業及び風俗関連営業
 - イ 高利な融資事業

- ウ 前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業
- (3) 次のような場合は、「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ」があること。
- ア 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合
- イ 社会福祉事業の収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合
- (4) (2)及び(3)の要件を満たす限り、収益事業の種類には特別の制限はないものであること。
- なお、事業の種類としては、当該法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル、駐車場の経営、公共的、公共的施設内の売店の経営等安定した収益が見込める事業が適当であること。
- (5) 「当該事業にかかる借入金」には、長期借入金、短期借入金のほか、買掛金及び未払金が含まれるものであること。

第2 法人の資産

- (1) 法人の設立に際して、寄附金が予定されている場合は、法人設立後にその履行がなされないときは法人運営に著しく支障を来すことから、次の点について慎重に審査すること。
- ア 書面による贈与契約が締結されていることについて、契約書の写及び寄付予定者の印鑑登録証明書等により確認すること。
- イ 寄付者の所得能力、営業実績、資産状況等から当該寄付が確実に行われることについて、所得証明書、納税証明書、残高証明書、資産証明書等により確認すること。
- (2) 社会福祉・医療事業団等からの借入金に対する償還財源、不動産の賃借料その他必要とされる経常経費について、寄附金が予定されている場合も(1)と同様であるが、特に個人の寄附については、年間の寄附額をその者の年間所得から控除した後の所得額が社会通念上その者の生活を維持できると認められる額を上回っていなければならないこと。
- (3) 法人を設立する場合にあっては、必要な資産として運用財産のうち当該法人の年間事業費の1/2分の1以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならぬこと。

なお、指定介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等の介護保険

- ウ 前に掲げる事業に不動産を貸し付ける等の便宜を供与する事業
- (3) 次のような場合は、「社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれ」があること。
- ア 社会福祉施設の付近において、騒音、ばい煙等を著しく発生させるようなおそれのある場合
- イ 社会福祉事業の収益事業とが、同一設備を使用して行われる場合
- (4) (2)及び(3)の要件を満たす限り、収益事業の種類には特別の制限はないものであること。
- なお、事業の種類としては、当該法人の所有する不動産を活用して行う貸ビル、駐車場の経営、公共的、公共的施設内の売店の経営等安定した収益が見込める事業が適当であること。
- (5) 「当該事業にかかる借入金」には、長期借入金、短期借入金のほか、買掛金及び未払金が含まれるものであること。

第2 法人の資産

- (1) 法人の設立に際して、寄附金が予定されている場合は、法人設立後にその履行がなされないときは法人運営に著しく支障を来すことから、次の点について慎重に審査すること。
- ア 書面による贈与契約が締結されていることについて、契約書の写及び寄付予定者の印鑑登録証明書等により確認すること。
- イ 寄付者の所得能力、営業実績、資産状況等から当該寄付が確実に行われることについて、所得証明書、納税証明書、残高証明書、資産証明書等により確認すること。
- (2) 社会福祉・医療事業団等からの借入金に対する償還財源、不動産の賃借料その他必要とされる経常経費について、寄附金が予定されている場合も(1)と同様であるが、特に個人の寄附については、年間の寄附額をその者の年間所得から控除した後の所得額が社会通念上その者の生活を維持できると認められる額を上回っていなければならないこと。
- (3) 法人を設立する場合にあっては、必要な資産として運用財産のうち当該法人の年間事業費の1/2分の1以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していなければならないこと。

法上の事業にも該当する社会福祉事業を主として行う法人を設立する場合にあっては、12分の2以上に相当する現金、普通預金又は当座預金等を有していることが望ましいこと。

- (4) 「その施設の用に供する不動産」とは、社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物並びにその建物の敷地及び社会福祉施設の最低基準により定められた設備の敷地をいうこと。
- (5) 社会福祉施設の改築にあたり老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われる場合は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第30条に規定する所轄庁の財産処分の承認は必要でないこと。
- (6) 社会福祉施設を経営しない法人が国又は地方公共団体以外の者からの貸与を受けることができる「不動産の一部」とは、基本的には敷地部分を指し、事業が行われる建物部分については、当該法人が所有権を有していることが望ましいこと。
- (7) 不動産の賃借による場合、賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。
また、当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは、望ましくないこと。

第3 法人の組織運営

- (1) 次のような者は、「社会福祉事業について学識経験を有する者」であること。
- ア 社会福祉に関する教育を行う者
 - イ 社会福祉に関する研究を行う者
 - ウ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
 - エ 公認会計士、税理士、弁護士等、社会福祉事業の経営を行う上で必要かつ有益な専門知識を有する者
- (2) 次のような者は、「地域の福祉関係者」であること。
- ア 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
 - イ 民生委員・児童委員
 - ウ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団

- (4) 「その施設の用に供する不動産」とは、社会福祉施設の最低基準により定められた設備を含む建物並びにその建物の敷地及び社会福祉施設の最低基準により定められた設備の敷地をいうこと。
- (5) 社会福祉施設の改築にあたり老朽民間社会福祉施設整備費の国庫補助が行われる場合は、社会福祉事業法（昭和26年法律第45号）第28条の2に規定する所轄庁の財産処分の承認は必要でないこと。
- (6) 国又は地方公共団体以外の者からの貸与を受けることができる「不動産の一部」とは、基本的には敷地部分を指し、事業が行われる建物部分については、当該法人が所有権を有していることが望ましいこと。
ただし、相談、助成事業等社会福祉事業の種類によっては、必ずしもこの限りではない。
- (7) 不動産の賃借による場合、賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があること。
また、当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは、望ましくないこと。

第3 法人の組織運営

- (1) 次のような者は、「社会福祉事業について知識経験を有する者」であること。
- ア 社会福祉に関する教育を行う者
 - イ 社会福祉に関する研究を行う者
 - ウ 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
 - エ 公認会計士、税理士、弁護士等専門知識を有する者
- (2) 次のような者は、「地域の福祉関係者」であること。
- ア 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
 - イ 民生委員・児童委員
 - ウ 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団

体の代表者等

- エ 医師、保健婦、看護婦等保健医療関係者
- オ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

体の代表者等

- エ 医師、保健婦、看護婦等保健医療関係者
- オ 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員
- カ その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

(3) 次のような者は、「地域の代表」であること。

- ア 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員
- イ 民生委員・児童委員

第4 その他

法人の現況報告書について、開示請求があった場合には、各都道府県の情報公開条例に定める手続により、公開することが望ましい旨を定めているところであるが、公開するに当たっては、平成12年6月7日社援企第18号本職通知「社会福祉法人現況報告書システムの稼働について」において定める「社会福祉法人現況報告書システム」をできるだけ活用されたこと。